

## 平成30年度から国民健康保険料の計算方式が変わります

多治見市の国民健康保険料は、現在4方式\*により計算しています。このうち固定資産税額に応じて計算される資産割を廃止して、資産割を含まない3方式に変更します。

※4方式とは、所得割(前年の所得に応じて計算)、資産割(固定資産税額に応じて計算)、均等割(世帯の加入者数に応じて計算)、平等割(1世帯あたりで計算)のこと

### 変更内容

- 資産割の廃止
- 資産割の廃止に伴う保険料の賦課割合の変更

※所得割:均等割:平等割を50:35:15  
(従来は所得割:資産割:均等割:平等割が  
45:10:30:15)

**変更日** 平成30年度の保険料決定通知から変更

※平成30年7月に送付

### 変更理由

- 平成30年度から国民健康保険が都道府県と市町村との共同運営(広域化)となり、岐阜県から示される標準保険料率の算定が3方式であること
- 国民健康保険の加入者の中で年金生活者や退職者が占める割合が増えており、居住資産への賦課に対する負担が大きいこと など

**問** 保険年金課 年金国保グループ TEL 23-5746

### 資産割廃止後の国民健康保険料の計算割合

医療分 後期高齢支援金分 介護納付金分	必要保険料額			
	応能分(負担能力に応じる)		応益分(等しく負担)	
現在の 計算割合 (4方式)	所得割	資産割	均等割	平等割
	45%	10%	30%	15%
廃止後の 計算割合 (3方式)	応能分		応益分	
	所得割		均等割	平等割
	50%		35%	15%

**資産割廃止後の保険料率は30年度の必要保険料額に応じて決定**

※計算割合は、必要な保険料額を100%とした時のそれぞれの割合を示すもので、**保険料率そのものを示すものではありません**

※これまでの資産割分の割合を所得割と均等割に振り分けるため、前年と同じ状況でも保険料が上がる場合があります

※保険料は応能分と応益分に区分され、応益分(均等割・平等割)は世帯の所得に応じて、7割・5割・2割の軽減があります

## 保険料納付済額のお知らせを送付

平成29年中に納付した保険料額の通知を1月下旬に保険ごとで送付します。所得税の確定申告や市県民税の申告で、社会保険料控除を受ける場合は利用してください。

**保険の種類別** ①国民健康保険、②後期高齢者医療保険、③介護保険

### 申告での注意点

- 年金から特別徴収された保険料額は、年金受給者本人の申告のみ利用可
- 年末調整などにより納付済額を社会保険料控除に利用した場合は申告での利用不可

**問** ①②保険年金課 年金国保グループ TEL 23-5746

③高齢福祉課 介護保険グループ TEL 23-5826



## 国保特定健診と30代健診はお済みですか

国保特定健診と30代健診の実施日程を追加し、集団健診を行います。

**受付時間** 平日 9:00 ~ 10:30 土・日曜日 9:00 ~ 11:00

	時	場
1月	10 水	南姫公民館
	11 木	パロー文化ホール
	13 土	笠原中央公民館
	14 日	根本交流センター
	15 月	旭ヶ丘公民館
	16 火	小泉公民館
	18 木	脇之島公民館
	19 金	感謝と挑戦の TYK 体育館
	20 土	市之倉公民館
	21 日	駅北庁舎

**対** ①国保特定健診…平成29年度に40歳以上(昭和53年4月1日以前生まれ)の多治見市国民健康保険加入者で、今年度の特定健診を受診していない方

②30代健診…平成29年度に30~39歳(昭和53年4月2日生~63年4月1日生)の市民で、今年度の健康診断を受診していない方

**自己負担額** 1,000円

**持ち物** ①健康保険証、質問票、受診券(あれば)、前年度の健診結果(あれば)、②健康保険証

※申込不要

**問** ①保険年金課 日置 TEL 23-5762、②保健センター 成瀬 TEL 23-5960